

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、下記入札参加希望者を公募します。

令和7年11月11日

秋田市長 沼谷 純

1 入札に関する事項

(1) 件 名	秋田市介護予防・日常生活圏域高齢者ニーズ調査業務委託
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市が指定する場所
(4) 履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	次のアからカまでの要件をいずれも満たすこと。 ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有していること。 イ 過去2年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 ウ 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。 エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。 オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。 カ 市税の滞納がないこと。
(6) 入札参加申込み	
受 付 期 間	令和7年11月11日（火）から令和7年11月21日（金）まで （※土日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分まで）
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号（秋田市役所本庁舎2階） 秋田市福祉保健部 長寿福祉課 長寿企画担当
(7) 指名(非指名)通知	令和7年11月26日（水）までにFAX又は電子メールで通知
(8) 入 札	
日 時	令和7年11月28日（金）午前10時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎3階 3-A会議室
最低制限価格	設定あり
入札保証金	免除
(9) 契 約 日	令和7年12月5日（金）まで ※予定

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 本入札に参加を希望するかたは、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 営業経歴書（様式2）

(ウ) 誓約書（様式3）

(エ) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書

※写し可

※入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの

(オ) 市税に未納がないことの証明書

※写し可

※納税の猶予を受けている場合は、それを証明できる書類

イ 上記アの(ア)(イ)(ウ)の様式は、秋田市ホームページから入手してください。

ウ 受付期間後の申込書等の内容変更はできません。ただし、市が内容の訂正を求める場合は、この限りではありません。

エ 申込書等は、持参又は郵送によることとし、受付期間内必着とします。郵送の場合は配達記録を残してください。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしているかたに指名通知をします。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合があります。そのかたには非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAX又は電子メールで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 入札書には、消費税および地方消費税を含まない金額を記載してください。

※落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とします。

ウ 本件の最低制限価格を、予定価格の6/10以上の範囲内で設定します。最低制限価格より低い入札をしたかたについては落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札したかたのうち、最低の価格をもって入札したかたを落札者とします。

エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。なお、最低制限価格に満たない価格で入札したかたも再度の入札に参加できます。

オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できません。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。

キ 入札を辞退する場合は、入札の執行前に入札辞退届を提出してください。入札執行中にあっては開札までに入札執行者に直接提出してください。

ク 入札参加資格のないかたのした入札、申込書等に虚偽の記載をしたかたのした入札、および委任状を提出していない代理人のした入札は、無効とします。

3 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任することはできません。

- (4) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市福祉保健部 長寿福祉課 長寿企画担当

電 話 018-888-5666

FAX 018-888-5667

メール ro-wflg@city.akita.lg.jp ※1はLの小文字